

奈良市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 4 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈 監 第 73 号
令和 6 年 10 月 2 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 6 月 20 日付けで提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨については、提出書類から次のとおりと解した。なお、固有名称についてはアルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

1. 請求の要旨

令和 2 年から令和 5 年までの間、A 自治会からの自治会交付金申請において、自治会加入世帯数が水増しされて請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した。また、B 地域自治協議会からの地域づくり一括交付金申請についても、水増しされた A 自治会の加入世帯数が含まれた自治会加入世帯数で請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した。

過去の A 自治会での会議の議事録において、「A 自治会の在籍戸数を正確に把握する必要がある町費納入戸数をもって決定する」と明記されているため、自治会費納入世帯数を超えて交

付されている自治会交付金及び地域づくり一括交付金は過払となっており、過大に支出された交付金について、市長に対し、返還請求をしてもらうよう請求する。

また、A自治会における水増し請求は氷山の一角と推察されるため、過去に遡って奈良市内全自治会の交付金の申請、交付実態の検証を請求する。

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由
市の組織である監査委員による検証には限界があるため、個別外部監査を求める。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和6年7月9日に要件審査を行ったが、法第242条第1項の規定による要件を満たしていなかったため、請求人に補正を依頼した。これを受け、令和6年7月23日に補正書の提出があり、同月29日に要件審査を行った結果、要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、市の組織である監査委員による検証には限界があることから本件住民監査請求について外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由をもって本件住民監査請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和5年度に交付された、A自治会に対する自治会交付金及びB地域自治協議会に対する地域づくり一括交付金において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについて、監査対象とした。

なお、令和4年度以前に交付された、A自治会に対する自治会交付金及びB地域自治協議会に対する地域づくり一括交付金については、本件住民監査請求が提出された令和6年6月20日時点において、交付されてから既に1年が経過しており、そのことに対する正当な理由はないと判断したため、法第242条第2項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象とはしなかった。また、奈良市内全自治会の自治会交付金については、監査対象が個別的、具体的に特定されていないため、監査対象とはしなかった。

2 監査対象部局

市民部地域づくり推進課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年8月1日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和6年8月27日に市民部長、地域づくり推進課長、地域づくり推進課長補佐及び地域づくり推進課総務係長に対し、陳述の聴取を行った。

第4 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 自治会交付金の制度について

ア 自治会交付金は、安全・安心で住みよい地域を築くために、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合い、親睦を深める活動を行う任意の団体である自治会に対して、住民交流に関する事業や環境美化・保全、保健・福祉に関する事業等の活動を促進し、ひいては地域コミュニティの推進及び地域の活性化に寄与することを目的に交付されている。

自治会交付金の交付に関する概要については、奈良市自治会交付金交付要項において、次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金交付要項（抜粋）】

（目的）

第1条 この要項は、自治会に対し、当該自治会の事業に要する経費の一部について自治会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの推進に資することを目的とする。

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、予算に定める額の範囲内において、市長が定めるものとする。

2 前項の交付金の交付基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 交付金は、当該年度の4月1日現在において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。

(2) 当該年度途中で新たに結成された自治会にあっては、前号の規定にかかわらず、結成時において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。ただし、当該年度の4月1日現在において結成されていた自治会を構成する者が、年度途中で当該自治会を退会し、新たに自治会を結成した場合（分割して別に自治会を結成した場合を含む）は、当該新たに結成された自治会には、交付金を交付しない。

(3) 交付金は、市の会計年度ごとに算定する。ただし、当該年度の途中で結成された自治会に対しては、その結成の月から当該年度末までの月数により算定する。

（交付金の申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「自治会長」という。）は、自治会交付金申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 前年度自治会事業報告書・当該年度自治会事業計画書（別記第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 自治会長は、事業が完了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要項に違反したとき。

(交付金の返還)

第10条 市長は、自治会が次のいずれかに該当するときは、交付金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、既に交付した交付金の全部又は一部の交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条の規定による変更承認により、返還の必要があると認められたとき。
- (2) 第8条の規定による実績報告の内容を審査した結果、交付対象経費が交付額に満たないとき。
- (3) 第9条の規定により交付金の交付の決定を取り消したとき。

自治会交付金の額は、「奈良市自治会交付金のおてびき」において、4月1日時点の自治会加入世帯数（以下「4月世帯数」という。）に基準額を乗じたものとなっている。なお、令和5年度の基準額は市長決裁により360円と定められている。

イ 交付申請時における審査方法について

交付申請時には、奈良市自治会交付金申請書類チェックリストに基づき、自治会加入世帯数が記載されているか、自治会加入世帯数に関し会長以外の役員の署名があるかなどの確認を行うことにしている。

ウ 実績報告時における審査方法について

各自治会から4月1日時点の自治会加入世帯数として申請され、自治会交付金の算定に用いられる世帯数（以下「申請世帯数」という。）の正確な確認については、住民票を置かずに居住されている世帯、空き家、世帯分離等、各世帯により実態が様々であることから、所管課では確認することはできない。そのため、実績報告時に徴取している収支決算書に自治会費納入世帯数（以下「決算世帯数」という。）が記載されている限り、申請世帯数の正確性を確認する際の参考情報として、奈良市自治会交付金実績報告書類チェックリストに基づき申請世帯数と決算世帯数を比較することとし、10世帯以上の差があれば自治会に聞き取りを行うことにしている。その他、交付金額に誤りがないかなど確認を行うことにしている。

なお、実績報告については、令和2年度以前は各自治会に対し提出を求めていなかったが、過去の住民監査請求の結果を踏まえ、令和3年度から事業報告書及び収支決算書による報告を求めるよう改め、その確認が行われているところである。

(2) 地域づくり一括交付金の制度について

ア 地域づくり一括交付金の交付に関する概要については、奈良市地域づくり一括交付金交付要領において、次のとおり定められている。

【奈良市地域づくり一括交付金交付要領（抜粋）】

（趣旨）

第1条 市が交付する交付金等の柔軟な運用により、市民参画及び協働によるまちづくりのより効果的かつ効率的な推進を図るため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成 21 年奈良市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 2 条第 8 号に規定する地域自治協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付対象事業）

第3条 交付金の交付を受けることができる事業等（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の運営及び自主的、自立的なまちづくりに関する事業
- (2) 地域活動推進に関する事業
 - ア 区域内の住民の対話促進及び地域コミュニティの推進に関する事業
 - イ 区域内の住民の要望事項等の集約に関する事業
 - ウ 区域内の住民がともに支えあう地域福祉の充実に関する事業

- (3) 自主防災・防犯活動に関する事業

（交付対象経費及び交付金の額）

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費及び懇親会に係る経費のほか、市長が社会通念上適切でないと認める経費は対象としない。

2 交付金の額は、別表各号の合計額とする。

3～4 略

（交付金の交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとする協議会は、地域づくり一括交付金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) 参加団体一覧
- (6) 組織図
- (7) その他市長が必要と認める書類

（実績報告書の添付書類）

第10条 交付金の交付を受けた協議会は、地域づくり一括交付金実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象事業の完了後、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付金の支給後に、規則第9条第1項の規定による認定の取消し又は規則第10条の規定による解散の届出があったとき。
- (4) 協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、交付金と奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金を重複して交付を受けたとき。
- (5) 前各号のほか本要領の定めに反する行為があったとき。

(交付金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当すると認められるときは、協議会に対し、期限を定めて、交付金の返還を命じることができる。

- (1) 前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。
- (2) 地域づくり一括交付金積立計画の変更又は中止により、積立金に不用額が生じたとき。

別表（第4条関係）

交付金	交付額
第3条第1号に関する交付金	区域内人口に応じ、以下の額 2,000人以下 40万円 2,001人以上5,000人以下 45万円 5,001人以上10,000人以下 50万円 10,001人以上15,000人以下 55万円 15,001人以上 60万円
第3条第2号及び第3号に関する交付金	(1)と(2)の合計額 (1)15万円+50円×自治会加入世帯数 +25円×自治会未加入世帯数 (2)区域内世帯数に応じ、以下の額 999世帯以下 27万円 1,000世帯以上2,999世帯以下 36万円 3,000世帯以上4,999世帯以下 45万円 5,000世帯以上の場合 54万円

イ 交付申請時における審査方法について

交付申請時には、必要な書類が整っているか、地域づくり一括交付金交付額算出シートに記載されている内容に誤りがないかなどの確認を行うことにしている。

ウ 実績報告時における審査方法について

実績報告時には、地域づくり一括交付金実績報告チェックリストに基づき、交付決定金額に誤りがないか、対象事業支出額が交付決定金額を上回っているかなどの確認を行うことにしている。

(3) 令和5年度に交付された、A自治会に対する自治会交付金について

ア 交付申請について

A自治会から、令和5年5月11日に申請世帯数が45世帯と記載された申請書類（自治会交付金申請書、自治会事業計画書等）が提出された。

イ 交付申請の審査について

所管課は、申請書類チェックリストに基づき、申請世帯数に関し会長以外の役員の署名があることなど提出書類の確認を行った。加えて、申請世帯数が前年度から大幅に増減していないかの比較を行い、前年度の申請世帯数と同数であることを確認した。

ウ 自治会交付金の交付について

申請世帯数45世帯に令和5年度の基準額360円を乗じて得られた額16,200円を交付額として令和5年7月7日付けで交付決定し、同月19日にA自治会に自治会交付金を交付した。

エ 申請世帯数の確認について

所管課は、令和5年度の申請世帯数について、令和6年3月にA自治会の会員名等が記載された資料を基に、会費の減免世帯等を含む45世帯であることを確認した。

オ 実績報告について

A自治会から、令和6年5月に決算世帯数が40世帯と記載された実績報告書類（事業報告書、収支決算書）が提出された。所管課は、実績報告書類チェックリストに基づき、申請世帯数と決算世帯数に10世帯以上の差がないかなどの確認を行い、問題なしと判断した。

(4) 令和5年度に交付された、B地域自治協議会に対する地域づくり一括交付金について

ア 交付申請について

B地域自治協議会から、令和5年7月31日に、A自治会を含む区域内自治会における自治会加入世帯数に基づく交付申請額が記載された申請書類（地域づくり一括交付金交付申請書、事業計画書等）が提出された。

イ 交付申請の審査について

所管課は、地域づくり一括交付金交付額算出シートを用い、B地域自治協議会に加入している自治会について、各自治会の申請世帯数等を基に申請額が正確であるかの確認を行った。

ウ 地域づくり一括交付金の交付について

奈良市地域づくり一括交付金交付要領別表に基づき得られた額 1,499,175 円を交付額として令和5年8月9日付けで交付決定し、同月18日にB地域自治協議会に地域づくり一括交付金を交付した。

エ 実績報告について

B地域自治協議会から、令和6年3月31日付けの実績報告書類（事業報告書、収支決算書）が提出され、所管課は、実績報告チェックリストに基づき内容の確認を行い、問題なしと判断した。

(5) A自治会における加入世帯について

ア 自治会交付金の算定基礎となっている自治会の加入世帯については、「奈良市自治会交付金 のてびき」において次のとおり定められている。

【奈良市自治会交付金 のてびき（抜粋）】

2. 交付金Q&A

世帯申請書に記載する加入世帯数については、自治会の規約、会則等で、「加入世帯」をどのように規定しているかによります。（中略）規約等で明確な記載がない場合は、自治会内で協議してください。

イ 令和3年2月に行われたA自治会における会議の議事録に、「A自治会の在籍戸数を正確に把握する必要があり町費納入戸数をもって決定する」との記載があった。

ウ 令和3年10月作成のA自治会班別名簿には、会費納入状況にかかわらず、45名+1法人の会員の名前が記載されていた。

エ 令和4年1月に制定されたA自治会会則は、令和5年4月において、加入世帯についての具体的な規定はないが、自治会費の減免世帯は会費未納であっても弔慰金の対象となることが規定されており、また、その他の会費未納世帯においても弔慰金の対象とならないものの、会員でなくなる記載はなかった。

オ 現在のA自治会の認識としても、会費未納世帯も自治会の加入世帯として捉えていることを所管課は確認していた。

カ (3)及び上記の事実を基に、所管課はA自治会への自治会交付金の交付において、不適切な点はなかったと判断していた。

3 監査委員の判断

(1) A自治会への自治会交付金の交付について

請求人は、「A自治会からの自治会交付金申請において、自治会加入世帯数が水増しされて請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支

給した」と主張しているのです、このことについて判断する。

請求人の言う水増しとは、A自治会の申請世帯数と決算世帯数の差が5世帯あることにより、A自治会への自治会交付金が過大交付となっていると主張しているものと解される。

A自治会からの自治会交付金の交付申請から交付、実績報告までの流れは、認定事実(3)のとおりであり、所管課は、A自治会からの自治会交付金の交付申請及び実績報告時に申請世帯数の妥当性についてチェックリスト等により確認を行っていた。また、令和5年度の申請世帯数と決算世帯数に5世帯の差があることについては、認定事実(3)エのとおり、所管課は、その差の理由が、会費を納入してもらっていないいわゆる減免世帯等によるものであることを確認していた。

一方、A自治会では、認定事実(5)のとおり、過去の会議において、自治会加入世帯を会費納入世帯とするという内容が議事録により確認できたものの、その後に作成されたA自治会班別名簿において、会費納入状況にかかわらず会員の名前が記載されていること、また、議事録作成後に制定されたA自治会会則において、減免世帯は会費未納であっても弔慰金の対象となっていること、その他の会費未納世帯も会員でなくなる扱いとはなっていないことに加え、現在のA自治会においても、会費未納世帯であっても自治会の加入世帯として認識していることを所管課は確認していた。

A自治会に対する自治会交付金の交付における、所管課によるこれらの確認行為について、特段問題があると思われる点は見当たらず、また、認定事実(3)及び(5)にある事実関係から、申請世帯数45世帯を基に自治会交付金を交付したことは決算世帯数が40世帯であったとしても不適切ではなかった、と所管課が判断したことについて、不合理な点は見受けられなかった。

これらのとおり、申請世帯数と決算世帯数は必ずしも一致するものではないため、申請世帯数と決算世帯数に差があることのみをもって直ちに過大交付であるとは言えず、その当否については事案ごとに判断する必要がある、本件住民監査請求におけるA自治会への自治会交付金の交付において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったとすることはできないものと判断する。

(2) B地域自治協議会への地域づくり一括交付金の交付について

請求人は、「B地域自治協議会からの地域づくり一括交付金申請についても、水増しされたA自治会の加入世帯数が含まれた自治会加入世帯数で請求が行われたにもかかわらず、地域づくり推進課は必要な審査を怠り、実態を上回る交付金を支給した」と主張しているのです、このことについて判断する。

請求人の言う水増しとは、(1)と同様に、A自治会の申請世帯数と決算世帯数の差が5世帯あることにより、B地域自治協議会への地域づくり一括交付金が過大交付となっていると主張しているものと解されるが、A自治会における申請世帯数と決算世帯数の差の理由については、減免世帯等の会員によるものであり、いわゆる水増しによるものではなかったことの確認がなされている。

このことから、(1)のとおり、A自治会への自治会交付金の交付が違法又は不当な公金の支出でないのであれば、同じ世帯数で申請されているB地域自治協議会への地域づくり一括交付金の交付においても、同様に違法又は不当な公金の支出に当たる点があったとは言えない。

以上、(1)及び(2)のように、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

第5 意見

以上のように、本件住民監査請求には理由がないものと判断し、棄却の決定をした。その上で、自治会交付金のより良い執行に向けて、検討の余地があると見受けられる点について、市長に対し、以下のとおり意見を述べることとする。

自治会交付金の交付に関して、世帯数の捉えを以下の3つに区分することができる。

- ①申請世帯数：各自治会から4月1日時点の自治会加入世帯数として申請され、自治会交付金の算定に用いられる世帯数
- ②4月世帯数：実際の4月1日時点の自治会加入世帯数
- ③決算世帯数：収支決算書に記載されている自治会費納入世帯数

自治会交付金の算定基礎に用いている申請世帯数は、当然のこととして4月世帯数と一致している前提ではあるが、認定事実(1)ウのとおり、各世帯によって居住実態が異なり、また、転入出があった場合の会員の捉え方も各自治会により様々であることから、各自治会において4月世帯数を正確に把握することは困難さを極めるものと言え、ましてや、所管課においてはなおさらのことであると考える。

また、仮に、会則において、自治会の加入世帯を会費納入世帯とすることが定められていたとしても、決算世帯数は、年間通しての支払世帯数を記載しているものが多く、会計年度、会費徴収時期、会費徴収対象者の捉え方も自治会によって異なることからすると、本件住民監査請求のように申請世帯数と決算世帯数が一致していない状況が発生していたとしてもやむを得ないと言える。

これらのことから、申請世帯数は自治会交付金の算定基礎に用いている重要な情報ではあるものの、各自治会において妥当と判断された加入世帯数の自己申告によらざるを得ない性質のものと思料される。

しかしながら、各自治会からの自己申告によるだけでは、水増し請求といった不正に気付くことができないため、所管課では4月世帯数の申告、すなわち申請世帯数の正確性をより高めるべく、交付申請時においては、会長以外の役員の署名を求め、また、前年度の申請世帯数との比較を行っている。さらに、実績報告の際には、4月世帯数を推測する一つの判断材料として、決算世帯数との比較を行うことにしている。1,000以上ある全ての自治会の理解と協力を得ることは、並大抵のことではないと考えるが、これらのとおり、過去の住民監査請求における勧告以降、所管課としてでき得る限りの確認行為に努めていることが見てとれる。また、申請内容に疑義が生じた際には、必要に応じ自治会に確認を行うなど、随時対応を行っているところである。

そのような状況の中ではあるが、現状、申請世帯数と決算世帯数との比較は、実績報告時に各自治会から徴取している収支決算書に決算世帯数が記載されている限りにおいて行われていることから、記載のない自治会についても申請世帯数の正確性をより高めるべく、決算世帯数を記載するよう指導されたい。

また、申請世帯数は各自治会からの自己申告によっていることから、妥当性をより正確に確認するため、たとえ外形的であったとしても、交付申請の際に各自治会の実情に合わせて会員名簿等の資料の提出を求められたい。

自治会交付金が公金である以上、交付額の多少にかかわらず支出の適正性が求められることは言うまでもないところであるが、一方で、4月世帯数の正確な把握は困難であること、地域コミュニティの推進及び地域の活性化への寄与といった各自治会への交付の趣旨、目的、性質等に鑑みれば、申請世帯数と決算世帯数の差に一定の基準を設定した上で状況確認を行う現行の手法は、合理的なものであると考える。

そうであるとしても、この一定の基準を「10世帯以上」としていることについては、最小1桁世帯から最大1,000世帯超の全1,000以上ある自治会を一律に論じるには限界があると考えるところから、自治会交付金のより良い執行に向け、更なる工夫について、交付金の算定方法の在り方を含め、見直しを検討されることを要望する。